

一九五四年四月十日 週二回発行(火、金曜日)
第三種郵便物認可

公報

第六十三号

一九五六年
八月七日

主要目次

目次	頁
立法	
○裁判所職員定員法の一部を改正する立法	1
○家畜改良増殖法の一部を改正する立法	1
○養蜂同法の一部を改正する立法	1
○通行税法の一部を改正する立法	2
○砂糖消費税法の一部を改正する立法	2
規則	
○緊急失業対策法施行規則	3
○報告を要する統計調査の範囲に関する規則	4
告示	
○国際電報料金表の一部改正	5
○無線局の交換	5
○無線局の交換	6
○指定統計調査の実施	6
○所屬上定数の繰入処分	6

正 誤

○一九五六年七月十三日公報
第五十六号中児童福祉施設
最低基準

○一九五五年八月十日公報第
三十二号中会計検査委員会
法

○一九五六年三月三十日公報
第二十六号中観光事業振興
補助金交付規程

○一九五五年十二月二十七日
公報第百三十三号中計量法施行
規則の一部改正

立法院の議決した裁判所職員定員法
の一部を改正する立法に署名し、ここ
に公布する。

一九五六年八月七日

行政主席 比嘉 秀平

○立法第三十五号

裁判所職員定員法の一部を
改正する立法

裁判所職員定員法(一九五五年立法
第三十四号)の一部を次のように改正
する。

第二条中「一八七人」を「一九六人」
に改める。

附 則

この立法は、公布の日から施行す
る。

立法院の議決した家畜改良増殖法の
一部を改正する立法に署名し、ここに
公布する。

一九五六年八月七日

行政主席 比嘉 秀平

○立法第三十六号

家畜改良増殖法の一部を改
正する立法

家畜改良増殖法(一九五二年立法第
五十二号)の一部を次のように改正す
る。

第十九条第二項中第二号を第三号
とし、第一号の次に次の一号を加え
る。

一 日本又は外国において家畜人工
授精師の免許を取得した者

第三十六條第一項及び第二項中「資
源局」を「政府」に改める。

附 則

この立法は、公布の日から施行す
る。

立法院の議決した養蜂同法の一部を
改正する立法に署名し、ここに公布す
る。

一九五六年八月七日

行政主席 比嘉 秀平

○立法第三十七号

装飾師法の一部を改正する

立法

装飾師法(一九五三年立法第四十七
号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項第二号を次のように改
める。

二 日本又は外国において装飾師の
免許を取得した者

第一条の次に次の一条を加える。
(手数料の納付)

第一條の二 左の表の上欄に掲げる者
は、それぞれ同表の下欄に掲げる金
額の範囲内で規則で定める額の手数
料を納めなければならない。

手数料を納付すべき者	金額
一 第一條第一項の免 許を受けようとする 者	百 円
二 第一條第一項の免 許の再交付を申請 する者	五十 円
三 第一條第三項の規 定による規則で定め る装飾師試験を受け ようとする者	二百 円

附 則

この立法は、公布の日から施行す
る。但し、第一條第二項第二号の改正
規定は一九五七年一月一日から施行す
る。

立法院の議決した通行税法の一部を
改正する立法に署名し、ここに公布す
る。

一九五六年八月七日

行政主席 比嘉 秀平

○立法第三十八号

通商税法の一部を改正する

立法

通商税法（一九五二年立法第十九号）の一部を次のように改正する。

第一条 第二号を次のように改める。

二 平水区域の一区域内に就航する船舶

第四条の二を次のように改める。

(督促)

第四条の二 運輸業者が第四条に規定する通商税を納期限までに完納しなかつたときは、政府は、租税徴収法（一九五二年立法第五十九号）第二十三条の規定によりこれを督促する。

第十一條の次に次の二條を加える。

(申告義務等の承継)

第十一條の二 法人が合併した場合において、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、合併により消滅した法人の左に掲げる義務を、相続の開始があつた場合において、相続人は、被相続人の左に掲げる義務を、それぞれ、承継する。

第十四条及び前条の規定による申告の義務

第十五条の規定による記帳及び保存の義務

第十六条の規定による記帳及び保存の義務

第十七条の規定による記帳及び保存の義務

第十八条の規定による記帳及び保存の義務

第十九条の規定による記帳及び保存の義務

第十四条を次のように改める。

(延滞金)

第十四條 運輸業者は、第四条に規定する納期限（第六条の規定により納期限を延長された場合においては、その延長された納期限）までに、通商税額を完納しなかつた場合においては、その未納に係る通商税額については、当該納期限の翌日から当該通商税を納付する日までの日数に応じて計算した金額に相当する延滞金を通商税にあわせて納付しなければならない。

2 通商税を徴収する場合において、租税徴収法第十五条の規定により納税の告知を受けた者が、その指定期日までに通商税を完納しなかつた場合においては、その未納に係る通商税額に対し、当該納期限（第十六条第三項の規定により通商税を徴収する場合において、当該納期限が第四条に規定する納期限よりおそいときは、当該納期限）の翌日から当該通商税額を納付する日までの日数に応じて計算した金額に相当する延滞金を通商税にあわせて徴収する。

3 前二項の場合において、納税すべき者がその未納に係る通商税額の一部を納付したときは、その納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる通商税額に、同項の未納に係る通商税額からその一部を

納付した通商税額を控除した額による。

4 第一項又は第二項の規定により延滞金をあわせて納付又は徴収すべき場合において、当該納税者が納付した通商税額及び延滞金が同項の未納に係る通商税額に達するまでは、その納付した通商税額及び延滞金は、当該通商税額に充てられるものとする。但し、租税徴収法第四十七条の規定の適用を妨げない。

5 第一項の規定による延滞金を完納しなかつた場合においては、政府は、租税徴収法の規定によりその納付すべき延滞金の納付を督促する。

第十六条第一項中「十万円」を「二十万円」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の犯罪に係る通商税相当額の十倍が二十万円をこえるときは、情状により、同項の罰金は、二十万円をこえる当該相当額の十倍以下とすることができ、

第十七条各号列記以外の部分中「一万円」を「三万円」に改める。

附 則

1 この立法は、公布の日から施行する。

2 この立法施行前において納期の到来した通商税に対する延滞金については、なお従前の例による。

3 この立法施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

4 租税徴収法第二十条第三項の規定は、第八條又は第九條の規定により提供された担保物について準用する。

第十五條の次に次の二條を加える。

(申告義務等の承継)

第十五條の二 法人が合併した場合においては、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、合併により消滅した法人の左に掲げる義務を、相続の開始があつた場合において、相続人は、被相続人の左に掲げる義務を、それぞれ、承継する。

一 第六条第一項の規定による申告の義務

二 前条の規定による記帳の義務

3 この立法施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

立法院の議決した砂糖消費税法の一部を改正する立法に署名し、ここに公布する。

一九五六年八月七日

行政主席 比嘉 秀平

○立法第三十九号

砂糖消費税法の一部を改正する立法

砂糖消費税法

砂糖消費税法（一九五二年立法第二十八号）の一部を次のように改正する。

第十一條の次に次の二條を加える。

4 租税徴収法第二十条第三項の規定は、第八條又は第九條の規定により提供された担保物について準用する。

第十五條の次に次の二條を加える。

(申告義務等の承継)

第十五條の二 法人が合併した場合においては、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、合併により消滅した法人の左に掲げる義務を、相続の開始があつた場合において、相続人は、被相続人の左に掲げる義務を、それぞれ、承継する。

一 第六条第一項の規定による申告の義務

二 前条の規定による記帳の義務

第十八条を次のように改める。

一 第六条第一項の規定による申告の義務

二 前条の規定による記帳の義務

(脱税犯)

第十八條

詐偽その他不正の行為により砂糖消費税を免れ、又は免かれようとした者は、三年以下の懲役若しくは二十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の犯罪に係る消費税相当額の十倍が二十万円をこえるときは、情状により、同項の罰金は、二十万円をこえ当該相当額の十倍以下とすることが出来る。

3 第一項の犯罪に係る砂糖については、第六條第一項の規定にかかわらず、直ちにその消費税を徴収する。

第二十條各号列記以外の部分中「一万円」を「三万円」に改める。

附 則

1 この立法は、公布の日から施行する。

2 この立法施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

規 則

〇規則第八十一号

緊急失業対策法（一九五六年立法第二十四号）第二十三條の規定に基づき、緊急失業対策法施行規則を次のとおり定める。

一九五六年八月七日

行政主席 比嘉 幸平

緊急失業対策法施行規則

(法第四條に關する事項)

第一條 緊急失業対策法（一九五六年立法第二十四号）以下「法」という。

第四條第四号の規定による事業費のうち労力費の占める割合は、告示で、事業種目ごとに定めるものとする。但し、失業対策事業の実施を必要とする地域における失業状況が著しく悪化し、且つ、当該地域において地方公共団体等が失業対策事業として実施する事業を他に求めることが困難なとき、その他失業対策上特に必要があると認められる場合は、特定の事業についてその割合を別に定めることができる。

2 前項の事業費とは、労力費、資材費及び事務費をいう。

(法第五條に關する事項)

第二條 労働局長は、各種の報告、統計その他の資料を利用して、各月ごとの要就業者数、産業別雇用量及び雇用の傾向を調査し、失業者が現に発生し又は発生するおそれがある地域を定めるとともに、公共職業安定所の取り扱う求人、求職及び就職の状況等により雇用及び失業の状況を把握しなければならない。

(法第六條に關する事項)

第三條 労働局長は、現に失業し、又は失業するおそれがあると認められる者について、就業可能な者、失業対策事業に就労させる者等に区分し、失業対策事業について必要な計画を立案しなければならない。

(法第八條に關する事項)

第四條 行政主席は、左の各号の一に該当するときは、当該失業対策事業の停止の時限を定め、すみやかにその事業主体に通知しなければならない。

一 事業実施の地域における失業者が減少し、当該事業に失業者を吸収する必要がなくなった場合

二 事業の正常な運営を妨げる事態が発生した場合

(法第九條に關する事項)

第五條 法第九條の規定による補助金は、各四半期ごとに交付する。但し、緊急の必要がある場合には、そのつ度当該四半期中の該当期間分を交付することができる。

(法第十條に關する事項)

第六條 法第十條第一項に規定する技術者とは、琉球教育法（一九五二年布令第六十六号）による大学及び学校教育法（昭和二十二年法律第二十号）による大学（旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校又は旧大学令（大正七

年勅令第三百八十八号）による大学を含む。において、理学若しくは工学の学科を修めた者又はこれと同等以上の学歴若しくは資格を有すると認められる者をいい、技能者とは、技術的職權について、多年の経験により専門的技術的知識を修得し、独立の判断により作業のできる者をいい、監督者とは、担当する作

業の遂行に關して管理的、監督的及び指導的責任を有する者をいう。

2 失業対策事業の事業主体が、前項の技能者、技能者又は監督者を直接雇い入れることができる場合は、公共職業安定所からこれらを紹介することが困難である旨の通知を受けたときに限るものとする。

第七條 法第十條第二項の規定による失業対策事業に使用される失業者に支払われる賃金の額は、同一の地域及び時期において同一職種に従事する労働者に通常支払われる賃金の額の百分の八十から九十までの額とする。

2 失業対策事業の事業主体は、当該事業に使用される失業者を、休憩時間を除き、一日につき八時間、一週間につき四十八時間を超えて労働させないようしなければならない。

(法第十一條に關する事項)

第八條 失業対策事業の事業主体は、法第十一條の規定により、公共職業安定所の紹介する失業者の雇人を拒んだ場合には、その旨を当該公共職業安定所に通知しなければならない。

第九條 法第十三條第二項の規定による公共職業安定所の承諾を得るには、公共職業安定所の事業主体は、労働局長の定める様式による請求書を、主たる事業実施の地域を管轄する公共

職業安定所に提出するものとする。

(法第四四条に關する事項)

第十條 法第十四条の規定による通知は、労働局長の定める様式により、事業開始前及び各四半期開始前十日までにするものとする。

2 公共事業の事業主は、前項の通知をした後に、当該事業に使用すべき労働者の数に支障を生ずる場合には、直ちにその内容を当該公共職業安定所に通知するものとする。

3 公共事業実施の地域が二以上の公共職業安定所の管轄する地域にわたる場合には、前二項の通知は、主たる事業実施の地域を管轄する公共職業安定所にするものとする。

(法第二十二條に關する事項)

第十一條 法第二十二條第二項の証票の様式は、労働局長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、一九五六年七月二十四日から適用する。

○規則第八十二号

統計法（一九五四年立法第四十三号）第九条第二項の規定に基き、報告を要する統計調査の範囲に關する規則を次のとおり定める。

一九五六年八月七日

行政主席 北条 秀平

報告を要する統計調査の範囲に關する規則

(規則の目的)

第一條 この規則は、統計法（一九五四年立法第四十三号）第九条第一項の規定によつて、報告を要する指定統計調査以外の統計調査についてその範囲及び報告の方法を定めることを目的とする。

第二條 統計法第九条第一項の規定によつて報告すべき統計調査とは、統計部以外の各部署が作成する別記一に掲げる統計調査をいう。

(報告の方法)

第三條 前条に定める統計調査を実施しようとする場合においては、調査実施者は、あらかじめ、その旨を行政主席に報告しなければならない。

2 調査実施者は、前項の規定によつて報告された統計調査を変更し、又は中止した場合においては、その旨を行政主席に報告しなければならない。

3 前二項の規定による報告の手続及び報告様式は、別記のとおりとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

番号	種 目	担 当 部 局
1	砂糖生産高調査	経済局
2	並茶生産高調査	"
3	耕地災害調査	"
4	農作物災害調査	"

5	農業施設災害調査	経済局
6	家畜施設災害調査	"
7	工業施設災害調査	"
8	農園面積調査	"
9	森園面積調査	"
10	桑園、桑苗、蚕繭災害調査	"
11	生糸、真綿製造高調査	"
12	絹着調査	"
13	家畜伝染病発生調査	"
14	漁種別水揚げ高調査	"
15	業態別水揚げ高調査	"
16	水産動植物生産高調査	"
17	漁船、漁具及び施設災害調査	"
18	鮮魚卸売市場調査	"
19	魚種別卸売市場相場調査	"
20	製氷生産及び販売高調査	"
21	漁家戸数、漁船、くわり漁業者調査	"
22	漁業経営体調査	"
23	公私有林野面積調査	"
24	官有林野面積調査	"
25	官公私有林野造林面積調査	"
26	森林災害調査	"
27	林道新設及び改良事業調査	"
28	林道現況調査	"
29	輸入食糧人出荷高及び在庫高調査	"
30	気象統計調査	工交局
31	道路統計調査	"
32	郵政統計調査	"
33	船舶統計調査	工交局
34	車輛統計調査	"
35	多才才普及統計調査	"
36	輸送統計調査	"
37	土木災害調査	"
38	運輸災害調査	"
39	建築物災害調査	"
40	通信施設災害調査	"
41	港湾施設災害調査	"
42	公共及び公益施設災害調査	"
43	長欠児童生徒調査	文教局
44	特殊児童生徒調査	"
45	教育施設災害調査	"
46	学校基本統計調査	"
47	大学卒業統計調査	"
48	圖書館統計調査	"
49	学校衛生統計調査	"
50	宗教団体統計調査	"
51	博物館統計調査	"
52	伝染病統計調査	社会局
53	社会事業統計調査	"
54	社会施設災害調査	"
55	公安統計調査	警察局
56	人命災害調査	"
57	金融統計調査	内政局及経済局
58	財政統計調査	内政局
59	貿易統計調査	"
60	裁判統計調査	裁判所
61	選挙統計調査	選挙管理委員会
62	地目別土地面積調査	法務局
63	検察統計調査	"
64	行刑統計調査	"

番号
65
種
民間給与実態統計調
査
目
担当部局
人事委員

統計調査報告書

195 年 月 日

行政主席殿

部局長名

統計法第九条に基づいて下の統計調査を報告します

1	統計調査の名称
2	目 的
3	調査事項 (別添調査票による)
4	報告先の範囲
5	報告者の概数
6	調査期日 (該当に○印をつける) 月報 半年報 年報 その他
7	調査方法 (該当に○印をつける) (a) 所定の調査票用紙 ☐ 使用する ☐ 使用しない (b) 調査票への記入は ☐ 報告者自身による ☐ 調査員による
8	参考事項 1 根拠法規 2 調査機関 3 経費の概算 4 その他
(註) 記入上の注意 1 この報告書は一調査毎に記入して下さい 2 調査事項の欄は調査票を別紙として添付して下さい 3 報告者の範囲とは調査実施者から報告を求められる最終的な人、法人などをいう。	

67 66
死因別統計調査
出入管理統計調査
社会局
警察局

告 示

○告示第百七十三号

国際電報料金表(一九五二年告示第
十三号)の一部を左記のとおり改正
し、一九五六年六月一日から適用す
る。

一九五六年八月七日

行政主席 比嘉 秀平

記

- 1 Indo-China (インドシナ) をさく除し、ヴェトナム、カンボチャ、ラオ
スをおつてする。料金はそれぞれ(2)のとおり。

2	地 名	料 金	
		ド ル	円
	Vietnam (ヴェトナム)	0.38	46円
	Cambodia (カンボチャ)	0.33	40円
	Laos (ラオス)	0.33	40円

告示第百七十四号
次の無線局について、下記のように

変更があつた。

一九五六年八月七日

行政主席 比嘉 秀平

無線 局 免許の年月
日及び番号

変更年月日

変更事項

琉球海運株式会社 一九五六年四月
十七日一九五六年四月
二十三日

電波の型式及び周波数

所属沖縄丸船務局 第 四 号

「PO九四〇〇MC」を追加

○告示第四百七十五号

次の無線局について、下記のように
変更があつた。1 警察局所屬 一九五六年四月五日
那覇海岸局 第 一 号一九五六年七月
二十六日免許人を「行政主
席」に変更

2 宮古海岸局 第 二 号

号

3 八重山海岸局 第 三 号

号

○告示第四百七十六号

指定統計調査を実施するため、統計
法（一九五四年立法第四十三号）第七
条第一項の規定に基づき、次のとおり告
示する。

一九五六年八月七日

行政主席 比嘉 秀平

一 首題

労働力調査

二 調査の目的、事項、範囲、時期及
び方法

1 目的

労働力調査は住民の就業及び不就
業の状態を明らかにし、産業の復
興、住民の雇用、失業等に対する
諸政策の基礎資料を得ることを目
的とする。

2 調査事項

イ 氏名

ロ 男女の別

ハ 出生の年月日及び年令

ニ 世帯主との続柄

ホ 配偶関係

ヘ 世帯人員の総数

ト 調査期間中における就業、不
就業の状態及び失業の関係、就
業の時間、所属の産業及び職業
の種類、従業上の地位

イ 調査の範囲

ロ 調査の対象

全琉球（南大東村、北大東村を
除く）

前号の地域に常時居住する年令

十四年以上の者

4 調査の時期

イ 準備調査期間は、次のとおり
とする。一九五六年八月二十七日から八
月三十一日まで一九五六年十一月二十六日から
十一月三十日まで一九五七年二月二十四日から二
月二十八日まで一九五七年五月二十七日から五
月三十一日までロ 調査の期間は、次のとおりと
する。一九五六年九月一日から九月七
日まで一九五六年十二月一日から十二
月七日まで一九五七年三月一日から三月七
日まで一九五七年六月一日から六月七
日までハ 実地調査の期間は、次のとお
りとする。一九五六年九月八日から九月十
二日まで一九五六年十二月八日から十二
月十二日まで一九五七年三月八日から三月十
二日まで一九五七年六月八日から六月十
二日まで

この調査は、標本調査であつて

5 調査の方法

この調査は、標本調査であつて

別々に定める労働力調査規則に従
い労働力調査員があらかじめ選
定された世帯を巡回し、他計中
告の方法によつて調査する。但
し就業時間については、自計申
告の方法によつて調査する。

○告示第四百七十七号

所属未定地の編入処分

市町村自治法（一九五三年立法第一
号）第三条第一項の規定により、次の
所属未定地を那覇市の区域に編入す
る。右の編入処分は、一九五六年八月
十日からその効力を生ずるものとす
る。

一九五六年八月七日

行政主席 比嘉 秀平

所属未定地の場所 那覇商港棧橋
北方

一 編入区域の表示

1 那覇市西新町二丁目一七番ノ
三、一七番ノ一、一七番、一七番
ノ二、一九番、二〇番、二一番
及び同町三丁目二番、三番、四
番、六一番、六二番、六三番と隣
接する地先公有水面埋立地二、四
四一・八四坪2 那覇市西新町一丁目二四番、二
五番及び同町二丁目四〇番、三九
番、三八番、三七番、三六番ノ
二、七番ノ二と隣接する地先公有
水面埋立地八四八・二三坪

3 那覇市西新町一丁目二七番、同

町二丁目四一番、四七番及び同市
西本町一丁目一〇番、九番、八
番、六番と隣接する地先公有水面
埋立地二二〇・二六坪

公 告

外国銀行の営業免許について銀行法
第九十条の規定により左記事項を公告
する。

一九五六年八月七日

行政主席 比嘉 秀平

記

一 免許 事項 外国の銀行が琉球
において銀行業を
営むこと。

二 免許の日付 一九五六年七月二
十七日

三 商 号 アメリカンエキス
プレス会社

The American
Express
Company, Inc.

四 本店の所在地 米合衆国コネクテ
ィカット州ハート
フォード市

City of Hartford,
Connecticut, USA

五 設立年月日 一九一九年二月二
十日

六 代表者の氏名及住所 ラルフ T
リード

ニューヨーク市ニューヨーク
市パークアベニュー299
Ralph T. Reed
299 Park Avenue, New

York, N.Y. USA

七 琉球における代表者の氏名及住所

ナミエル A ホルステッド

瑞慶庵 一四九一号舍

Samuel A. Halsted

八 琉球における主たる営業所

宜野湾村大山

九 琉球における営業所の所在地

宜野湾村大山

正 誤

一九五六年七月十三日公報第五十六
号登載の児童福祉施設最低基準(規則
第七十五号)中の誤植を次のとおり訂
正

一、第五十四条第二項中「児童指導
員」を「児童指導員」に第五十五
条第一項「健康診断」を「健康診
断」に訂正

二、第六十七条第二項中「前項の教
護又は教母と起居をともにしなけ
ればならない。」中「一。」を削
る。

三、第六十九条中「児童の保護及
び」を「児童の保護者及び」に訂
正

四 附則第三条中「保障」を削る。

一九五三年八月十日公報第三十二号
中の会計検査委員会法(立法第三十二
号)中誤植があるので次の正誤表によ
り訂正

正誤表

頁段 条項及び行 誤 正

三上 第三十条第四項 再検査再検定
左より一行

一九五六年三月三十日公報第二十六
号に登載の観光事業振興補助金交付規
程中の誤植訂正

正誤表

頁段及び行 誤 正

十二頁別記 収支明細簿 現金出納簿

第四号様式 現金出納簿 収支明細簿
第五号様式 現金出納簿 収支明細簿

一九五五年十二月二十七日公報第百
三十三号登載の計量法施行規則の一部を改
正する規則(規則第百二十八号)中誤
字、脱字訂正

一、第二百五十四条第二項中「定
量」の次に「増」を加える。

二、五頁二段第五百七十一條改正
中「最小目盛で表わす質量」を
「最小目盛が表わす質量」に訂正

発行所

行政主席官房文書課

(星印刷所印行)